

第6期札幌市子どもの権利委員会 第4回委員会

会 議 録

日 時：2022年5月13日（金）午後6時30分開会
場 所：オンライン開催（Zoom使用）

1. 開 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております子ども未来局子どもの権利推進課長の山縣と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、15名、全ての委員が出席となっておりますので、過半数を上回り、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、K委員におかれましては、所用により、19時30分に退席となりますことをご報告いたします。

それでは、初めに、佐藤子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○佐藤子ども育成部長 皆さん、こんばんは。

今日は、お忙しい中をご参加いただきまして、ありがとうございます。

私自身、これまで、例えば、オリンピック・パラリンピックの招致に関してワークショップ事業を行ったりして、子どもだけを対象に絞っているいろいろなことを伝えるということはやってまいりましたけれども、同じテーマを基に大人と子どもが一緒になって議論するというのは、もしかすると、役所人生の中でも初めてなのかもしれません。

その意味で、この会議というのは、子どもの権利条例が掲げている子どもたちには参加という権利があるのだよということを地で行く、そんな実践の場ではないかなと思っていて、私自身、緊張感を持ちながら、実はわくわくもしているところです。

今日は、議題としては、子どもの権利条例に基づく昨年度の取組についてを題材といたしますけれども、昨年度にどんなことをやったのかなということに理解を深めつつ、こんなふうに行っていたらもっといい取組になるかもしれないということをみんなで議論していただける、そんなことを期待もしているところです。

今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 続きまして、事務局について紹介させていただきます。

Z o o mのホスト画面ですが、子ども未来局子ども育成部、子どもの権利救済事務局、教育委員会が参加しております。

それから、Z o o m画面が変わりまして、子ども未来局児童相談所が参加しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料ですが、事前にお送りした資料は、資料1、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和3年度取組状況報告書、それから、資料2、令和3年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査報告書（概要版）の二つとなります。

ご質問やご意見等がある際は、挙手をいただきまして、ミュートを外してご発言をお願い

いたします。

それでは、ここからは加藤委員長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○加藤委員長 皆さん、どうもこんばんは。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和3年度取組状況の報告についての一つだけです。

それでは、まず、事務局から、ご説明のほどをよろしく申し上げます。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、子どもの権利条例に基づく令和3年度取組状況についてご説明させていただきます。

お手元の資料1、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和3年度取組状況報告書をご覧ください。

今回の令和3年度の子どもの権利に関する取組の報告ですが、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の2年目の取組となります。

報告書の構成は、まず、1ページから3ページで主な取組の概要を記載し、4ページ以降で取組の詳細な内容を第3次推進計画の基本施策1から基本施策4に沿って記載しております。

それでは、1ページ目をご覧ください。

まず、上ですが、子どもの権利の普及・啓発の取組です。

主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、子ども議員17名、サポーター3名が参加した子ども議会では、札幌市のまちづくりについて考えた成果を動画にまとめ、市民自治推進課が主催するイベント、超まちフェスにおいて発表しました。

このほか、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキや、奈井江町、北広島市、長野県松本市とのオンラインによる交流事業を実施しております。

主な理解促進・意識向上の取組としましては、子ども同士のグループワークなど、授業でも活用できるパンフレットを、教育委員会と連携して小学4年生と中学1年生全員に配付したほか、乳幼児の保護者向けリーフレットを市内の認可保育園や幼稚園などを通じて3歳児クラスの保護者を対象に配付しております。

また、子どもたちから作品を募集した子どもの権利せんりゅう・ポスター展をアリオ札幌や札幌駅前通地下広場など、市内3か所で開催しました。

続いて、その下、子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況についてでございます。

令和2年度以降、毎年行っている子ども・子育てに関する市民アンケート調査によりまして成果指標の状況を把握しており、数値の状況も踏まえた昨年度取組のまとめを下段

に記載しております。

なお、アンケート調査の結果については、会議資料2の概要版を配付しておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

資料1に戻りまして、アンケート結果についてですが、大人ではいずれの指標も前年度に比べて上昇しておりますが、子どもでは「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」が低下しております。長引くコロナ禍により、学習の機会や参加の機会が減少していることが影響しているものと考えております。

今後に向けまして、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの権利の理解推進に向けた普及啓発を進め、いじめ、虐待など、権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層、子どもの権利保障の推進に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2ページ目になります。

こちらは、子どもアシストセンターで行っている子どもの権利侵害からの救済の取組でございますが、この後、本日までご出席いただいております原救済委員にご説明をいただきます。

それでは、まず、3ページに進みまして、子どもの権利に関する教育委員会の取組でございます。

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施するのと併せまして、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図っております。また、いじめ、不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりも進めているところでございます。

教職員向けの研修としましては、子どもの権利を大切にした教育の推進や指導の在り方をはじめ、いじめ、不登校への対応やピア・サポートに関する講義などを行っており、実際の研修では、子ども未来局の職員も講師を務めるなど、教育委員会と子ども未来局の連携の下、取組を進めております。

概要としては以上でございますが、具体的な取組内容等につきましては、4ページ以降に第3次推進計画の体系に沿って掲載しております。

その中で、何点か個別に説明させていただきます。

まず、13ページから14ページにかけてです。

教育委員会の学校における相談体制やいじめに対する取組について、支援実績等を含めて記載しております。

それから、16ページ目の上段、(3)です。

子どもの貧困対策の取組でございますが、こちらは、平成30年8月より開始した子どものくらし支援コーディネート事業について記載しております。

続きまして、17ページに移りますが、先ほど概要でご説明しました子どもアシストセ

ンターの運営状況を挟みまして、また、ページが飛びますが、19ページ中段から21ページにかけては、児童虐待への対応について掲載しております。

その中で、20ページの上段、(3)の①にヤングケアラー支援に向けた取組について掲載しております。

ヤングケアラーの支援につきましては、令和3年6月に組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを設置しまして、支援体制等についての協議を進めているところでございます。

それでは、先ほど触れました子どもアシストセンターの取組状況としまして、2ページに戻っていただきまして、原救済委員からご説明をお願いいたします。

○事務局（原代表子どもの権利救済委員） 子どもアシストセンターの委員をしております原でございます。

子どもアシストセンターの取組につきまして、お手元にある令和3年度の取組状況報告書の2ページに基づいてご報告させていただきます。

子どもアシストセンターでは、子どもの相談、子どもに関する大人の相談を受けているところであります。この相談を受けるというのは、子どもアシストセンターでは、権利侵害のある子どもというより、全ての子どものいかなる相談も受けるようにしております。子どもの権利を救済するときに、権利侵害だけに絞ってしまうと、後からそれ以外の子どもたちの問題も出てきますので、できるだけ大きく相談を受けて、その受けた相談の中から、権利侵害があるのではないかと思われるようなものを拾い出して、権利侵害を受けている子どもたちもそこで相談を受けられるような形でやっております。

また、子どもアシストセンターは、相談を受けただけで終わるのではなくて、実際に困っている子どもの救済までしたいと考えておりますので、救済の問題になったときには、子どもたちの声を聞いて、生き生きと暮らしていけるような救済をするため、いろいろな活動を考えているところです。

相談を受けて実際に救済までとなったときに、子どもたちがあまり相談できなかったとか、実際に救済の制度を使って救済することが難しいところなどいろいろありますが、子どもアシストセンターは行政から独立した第三者機関という立場にありますので、この子どもを救済したい、この問題を何とか解決できないかというときに、第三者機関として関係機関に働きかける中で、できることを探しながら救済に向けてやっております。

そういうときに、子どもたちから、自分たちが困っているよ、これこれがあったらいいよというお話をいただければ、できるだけそれに沿った救済ができるのではないかと思いますので、やはり、できれば子どもから声を発していただきたいと願っております。そんな形で、子どもアシストセンターは子どもたちに寄り添う救済機関として活動していきたいと思っております。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 私から、令和3年度の相談実績について報告させていただきます。

令和3年度の実績ですが、2ページの上段をご覧ください。

相談件数の実件数が948件で、前年度に比べまして7.5%増加、延べ件数、すなわち総相談件数が2,886件で、前年度と比べて10.7%減少となっています。

相談方法としては、電話、Eメール、面談のほか、昨今、LINEなどのソーシャルネットワークサービスが子どもたちにとって身近なコミュニケーションの手段として浸透しているという状況が見られることから、平成30年度から令和元年度にかけて、期間限定でLINEによる相談の試行実施を試みまして、その結果、子どもにとって、電話やEメールよりも気軽に利用できる有効な方法であるということが確認できましたので、令和2年度から通年でLINE相談を実施することにいたしました。

令和3年度の調整活動につきましては、その下、真ん中辺りの表になります。

実件数で32件について実施しており、そのうち、17件は、小・中学校を調整先としています。

内容については、いじめや友人とのトラブル、教師とのトラブル、不登校など、様々なものがありますが、責任の追及ということではなく、当事者同士の前向きな対話によって、子どもの置かれた状況が改善に向かうようにつなぐための活動を行っています。

また、昨年度に救済の申立てがなされた事案は1件ありましたが、条例第38条第7号により、調査することが明らかに適当でない認められる事案に当たりましたことから、調査の対象外ということにしております。

以上の活動実績につきましては、資料17ページ以降において、さらに詳しい数値を掲載してありますので、後ほどご確認ください。

一方、身近な相談機関として子どもアシストセンターを知っていただくための様々な広報活動も行っております。

4ページの表の中にございますように、学校を通じて児童生徒の皆さんへのカード、チラシを配付するとともに、大人の皆さんへのカードを、市内のドラッグストア、各区役所、各保健センター、まちづくりセンターなどの公共機関に配置しております。

また、トイレなどに貼る子ども向けのPRステッカーを学校などに配付したほか、大人向けの同様のPRステッカーを保育所などにも配付しております。

今後も効果的な広報活動を行ってまいりたいと考えております。

報告書について、全体の説明は以上となりますが、今回の内容につきましては、本日、ご意見等をいただいた後、市長への説明を経まして、最終的には札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

なお、報告書の内容は昨年度の取組に関するものですが、皆様からは、今後の第3次推進計画に基づく取組をより効果的なものにしていくためにも、改善点や取組の工夫についてご意見をいただきたいと考えております。

ご質問のほか、感想でも構いませんので、よろしく願いいたします。

私からの報告は、以上でございます。

○加藤委員長 事務局の方、ご説明をありがとうございます。

それでは、以上のご説明を踏まえて、令和3年度の取組状況報告に関して、先ほどお話がありましたように、感想、ご質問を含めて、忌憚のないご意見をおっしゃっていただきたいと思います。

特に、この委員会は、18歳未満の方が正規のメンバーになっているというのが大きな特徴になっていますので、18歳未満の委員の方は、決して遠慮されることなく、ぜひご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

J委員、よろしくお願いいたします。

○J委員 Jです。ご報告ありがとうございます。

2ページの「調整活動」の件数についてお聞きしたいのですが、件数は、今までと比べて結構増えているように感じるのですが、その理由について、何か分かりましたら教えてください。よろしくお願いします。

○加藤委員長 事務局、ご回答をよろしくお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 学校以外の調整先ということで、関係機関がいろいろ載っているのですが、やはり、1人のお子さんであっても、学校以外のいろいろな場所と関わり合いながら調整していくことで解決を探っていくケースが多くあった結果、調整先の件数が増えていることが原因だと思われます。

○加藤委員長 J委員、いかがでしょうか。

○J委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかの委員の方、何かございますか。

I委員、よろしくお願いします。

○I委員 どうもご苦労さまでございます。また、報告ありがとうございます。

私から、5点ほどお聞きしたいと思います。

取組状況の1ページの令和6年度の目標値設定についてですけれども、この中で、「子どもの権利についての認知度」の目標値の設定値が、令和3年度と比較したら、ほかの項目に比べて低く設定されているように感じるのです。この点について、ほかの項目よりも低く目標値を設定しているということは、やはり難しいという判断で設定されたのかどうかについてお聞きしたいということが1点目です。

次に、2ページ目に令和3年度の子どもアシストセンターの相談件数が掲載されていて、令和2年度よりも実件数が増えたということですが、その一方で、延べ件数は減少しております。初回件数は増えたけれども、いわゆる継続件数は増えていないと理解していいものなのかということが2点目です。

それから、3点目は、同じページの下に令和3年度における学校以外の調整先の内訳が細かく書かれていて、例えば、北海道警察1件、札幌法務局1件、興正児童家庭支援センター1件という形で1件の件数も掲載されている一方で、その他4件というふうになっているのです。これは掲載する必要性がないからその他4件としたのか、1件というのを載

せているのに、4件とここに出てくるというのはどういうことなのかについて説明をしていただきたいと思います。

次に、同じページに、救済申立てが1件寄せられています。これは19ページにも同じことが載っていて、この申立て内容は子どもの居住権の侵害等についてということですが、これは本人から申し出されたものなのか。そして、条例の第38条第7号という最後の号で、基本的にそれを調査することが明らかに適当ではないと認められたため除外されたということですが、一般市民からすると、よく分からないと思うのです。ですので、なぜ一番最後の第7号で除外になったのかということについて、説明できる範囲で構いませんので、説明をしていただきたいと思います。

それから、最後に、15ページから16ページにかけて、いわゆる子どもコーディネーターのことが触れられて、用語として出てくるのですが、この報告書には子どもコーディネーターというものが一体何であるかということについて説明されていないのです。下にコーディネーターの配置人数について書かれているのですが、どういう人たちがなっているのかという説明をしないと、やはり、これも一般市民の人は分からないと思うのです。

例えば、細かいところで言うと、13ページの相談支援パートナー事業は、詳しくは書いていないのですが、これは有償ボランティアですよ。私たち民生委員も、この相談支援パートナーになっている人がいて、学校の中で活動している人が実際にいるわけです。

そういう人たちが活動しているわけなのだけでも、この子どもコーディネーターの説明があまりないので、例えば、16ページの子どもの貧困対策の取組のところには括弧して、子どもコーディネーター、あるいは、子どものくらし支援コーディネート事業と入れる、そして、子どもコーディネーターという人はどういう方々になっているのか、あるいは、男女比はどうなのか、有資格者はどうなっているのか、やはり、そういったことも含めて書いたほうが分かりやすくなるのではないかなと思いましたので、お聞きしたいと思います。

○加藤委員長 I 委員から、ご質問とご意見も含まれておりましたけれども、この5点について、事務局からご回答いただけるでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 5点、ご質問とご意見をいただきました。

まずは、1点目の1ページ目の子どもの権利の認知度の目標値75%がほかと比べて低いというご指摘だと思います。

もちろん高いにこしたことはなく、確かに低いといえば低いので、そのために普及啓発活動を行ってはいるのですが、平成30年度時点の現状や普及啓発活動の効果も踏まえた上での設定値となっております。

○事務局（佐々木調整担当係長） 2点目の実件数が増えている理由ですが、令和3年3月26日から令和3年7月7日までLINE相談件数を休止していたの影響から、子どもの相談件数が減少しておりますが、一方、大人からの相談が増加したために、昨年

度よりも66件増加しているという結果になっています。

一方、延べ件数ベースにつきましては、先ほど申し上げたとおり、LINEの相談を休止した影響から子どもの相談数が大幅に減少し、前年度比で減少するという結果となっております。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 続きまして、3点目です。

2ページの真ん中、調整活動の先がその他4件となっているところについて報告させていただきます。

○事務局（佐々木調整担当係長） 調整先のその他の4件ですけれども、1件目は北海道女子軟式野球センターというところです。もう一つがちくたく、もう一つが保育園、もう一つは、お父さんの関係があったので、そこを記載して、その他4件というような形で整理させていただいております。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） あまり特定されてしまうと相談者が分かってしまうという部分もありまして、一般的なところを優先して載せております。

それから、4点目に移らせていただきまして、救済の申立ての調査することが適当でないの部分です。

個人情報にも係るのであまり具体的に言えないのですが、保護者の方からの申立てでして、適当でないということの中身が、民事上といいますか、法的に解決すべき問題であり、救済になじまないというところから調査対象外となったものであります。

調査対象外になる項目は幾つかあるのですけれども、どれにも該当しないということで、その他適当でないものということに当てはまっております。

○事務局（越後子どものくらし支援担当係長） 子どものくらし支援担当係長の越後でございます。

先ほどご指摘がありました子どもコーディネーターの資格と男女比等についてですけれども、子どもコーディネーターの7名は、社会福祉士や臨床心理士、教員免許を持つ方や保育士など、また、資格がなくても子どもの相談支援に豊富な経験を持つような方になっています。

男女比については、7名のうち、女性が6名、男性が1名となっております。

あとは、男女比や有資格比率をこの報告書の中に記載するかどうかについてですけれども、例えば、その下のスクールソーシャルワーカーであったり、先ほどの13ページの相談支援パートナーやスクールカウンセラーについても、男女比、有資格比、資格のある方で細かい内訳を記載していないことに鑑みると、この報告書には記載がなじまないかなと考えているところでございます。

○加藤委員長 I委員、今の事務局からのお話に対して何かありますか。

○I委員 大体は分かりましたけれども、ほかにはスクールソーシャルワーカーなどと用語を入れているわけですから、やはり、16ページの子どもの貧困対策の取組の後に括弧をして、子どもコーディネーターなどと入れたほうがいいのではないかなという点について

はどう思われていますか。

○加藤委員長 いかがでしょうか。

○事務局（越後子どものくらし支援担当係長） それは、おっしゃるとおりだと思います。

ここだけ記載が分かりにくいところがあると思いますので、後ろに括弧書きで子どものくらしコーディネーター事業などを記載することを検討したいと思います。

○加藤委員長 I委員の2点目のご質問については、LINEによる相談が増加したことで延べ件数が減ったということでしょうか。

○I委員 基本は、延べ件数というのは複数回入ってくるという認識ではないかと。だから、同じ人が2回、3回やったら延べに入ってくるのではないかなと思うわけです。実数というのは複数回の人ではないわけで、本当の相談者の件数だけという解釈で私は取っていたのです。

○加藤委員長 先ほどの事務局のお話だと、LINEによる相談が増えたことと、この実件数及び延べ件数の数が変化したということに聞こえたのですが、私の理解が間違っているかもしれません。

LINEによる相談もこの中に入っているのですか。

○事務局（佐々木調整担当係長） それでは、もう一度ご説明させていただきます。

実件数ベースでは、LINEの相談が休止した影響で子どもの相談が49件減少しました。一方、大人の相談はLINEによる相談を行っていないので、116件増加し、この結果、昨年度よりも66件増加しております。

一方、延べ件数ベースでは、先ほど言ったようにLINEの相談が休止していた影響から子どもの相談件数が減少しまして、昨年度より減少したということとなっております。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

E委員、お願いします。

○E委員 興味に近いような質問で恐縮ですけれども、先ほどI委員もご質問されていた学校以外の調整先の件数の中にある札幌法務局の1件というのが、法務局のどの部門のものなのかなというのがケースワーク上の興味として聞きたいのです。こういう理由でつないだのかなというのは何となく想像がつくのですけれども、法務局もいろいろありますよね。いろいろなことを取り扱っているところだと思うので、可能な範囲で教えていただけたらと思います。

ただ、今、これはライブ配信中だったと記憶しているので、個人情報に関わりそうな部分がちょっとでもありそうだったら答えられませんが全然構いませんので、ご質問させていただけたらと存じます。

○加藤委員長 いかがでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 個人情報の関係もありまして、ご本人が自分の権利に関して法務局に直接相談に行ったようです。ただ、思ったような結果が得られなかったという経緯のようで、今、これ以上、資料がないのと個人に関わることなので、申し

訳ありません。

○E委員 分かりました。

○加藤委員長 ほかの委員の方からもご発言をいただければと思います。

A委員、お願いできますでしょうか。

○A委員 Aです。

一番最初にお話ししていた「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」ということで、あくまでも私の意見ですけれども、やはり、コロナ禍の中で、学校行事がほとんど中止になってしまったり、授業が短縮されてしまったりと、さっきおっしゃっていたように、学習機会や学校行事の減少によって、私もそう感じていた点があります。そこは、コロナはまだすぐは終息しないと思うのですけれども、コロナとうまく付き合いながら、子どもたちの学習機会を減らさないようにしていけたらいいなと思いました。

それと、資料2の後ろのページにある子どもに関する意識調査というデータを見ていたのですが、子どもの権利を「聞いたことはあるが、内容はわからない」や、「聞いたことはない」と答えている人が半数以上いるのですが、その次のページの「子どもの権利が大切にされていると思うか」ということでは、「わからない」と答えていない人が70%ぐらいいらっしゃって、子どもの権利の内容をよく分からずに回答している人がいるのではないかなと感じたので、子どもの権利についてしっかり周知した上で、もう一度調査をすると、また結果が変わるのではないかなと感じました。

○加藤委員長 事務局から何かレスポンスはあるでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 2点のご意見をありがとうございます。

本当におっしゃるとおりだと思います。

1点目につきましても、お子さん方は、本当に今しか学べないこととかがあるので、コロナ禍でそういう機会が失われているということについては、本当に重大なことだと受け止めています。

子どもの権利のいろいろな事業がありますけれども、何でも中止にするということではなくて、できることがないかと常に考えていきたいと考えています。

それから、2点目ですけれども、これも本当におっしゃるとおり、やはり、子どもの権利を何となく知っているということではいけなくて、その中身や、本当に権利を大事にするというのはどういうことなのかというところを啓発しなければいけないと考えております。

今年度につきましても、そういったところを踏まえた普及啓発活動を進めていきたいと思っております。

○加藤委員長 コロナ禍の影響だということは、このアンケートの数字が何かで分かるのでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 数値的なものは把握できないです。申し訳ありません。

○加藤委員長 ほかの委員の方も遠慮なくどうぞ。

B委員、よろしく願いいたします。

○B委員 よろしく願いします。報告ありがとうございます。

小学生の子どもがいる保護者の立場からお話しさせていただきたいのですが、子どもアシストセンターという名前はすごく聞くのです。子どもも小学校からカードを持ってきたり、ドラックストアなど、いろいろなお店でもよくポスターを拝見したり、学校でも見ることはあるのですが、子育てで困ったなどか思っても、そこにすぐ相談しようとならないのです。何でだろうと考えたら、その場所に行ったことがないというのと、どんな相談員の方がいらっしゃるかが見えない怖さというのと、もう一つは、こんなことを相談していいのかなという迷いがあるのです。

ですから、子どもも親も、一度、子どもアシストセンターに足を運べるような仕組みみたいなものがあると、もっと身近なのかなと思うのと同時に、こういったことを相談できますよとか、こういった例がありましたよという、ちょっとした一例を知れると、こんなことでも相談していいのだと思えるのかなと保護者の立場として意見させていただきました。

○加藤委員長 保護者の立場からのご意見ですが、事務局ではいかがでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ご意見をありがとうございます。

学校などでポスターを見ていただいているということだけでも本当にうれしいというか、一歩進んだと思うのですが、確かに、場所に行ったことがないし、相談員も分からないし、どんなことを相談していいのかも分からないという3点は、本当におっしゃるとおりだと思います。

ホームページなどで相談員が書いたコラムを紹介して、こんな感じのことを考えていますというのをお伝えしたりなど、いろいろやっているのですが、そこにアクセスしてくれる人にしかなかなか伝わらないという現状があるのかなと思います。

より身近に感じてもらえるような、子どもアシストセンターを知ってもらうための工夫をしてみたいと思います。

○加藤委員長 B委員、よろしいでしょうか。

○B委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 冒頭の事務局からのお話で、K委員が7時半ぐらいに退席されるとお聞きしていますので、退席前にご意見あるいは質問がございましたらお願いします。

○K委員 資料2の最後に「子どもの権利が大切にされていると思うか」というアンケートがあると思うのですが、小学校、中学校、高校の社会の授業などで、子どもの権利などの権利に関してちょっとずつ学んでいくと思うのですが、高校までの授業を終えて、子どもの権利とはこんなだったのだとやっと全部理解できたなど思っています。周りにも高校でやっと全部理解するという人が結構いるので、もっと早い段階で、もっと小さいうちから子どもの権利を理解できるような機会や、そういうポスターなどがもっとあればいい

いなと私も思いました。

○加藤委員長 教育関係の委員も多数いらっしゃいますが、今の点について、ご意見あるいはご説明して下さるような方はいらっしゃいませんか。

L委員、よろしくお願いします。

○L委員 私が仕事をしているのは小学校ですけれども、権利という概念は、発達の段階からいって、中学校、高校生ぐらいになって、ようやくこういうことなのだなと合点するという理解の段階というのもあると思うのです。

ただ、小学生の低・中学年においても、子どもの権利という言葉遣いでは伝わらない部分がありますけれども、自分たちが生活をしていく中で、困ったとき、苦しいとき、切ないとき、悲しいときにどのように助けてもらえるのか、あるいは、どのような手だてがあるのかということそれぞれの発達の段階に応じた形で説明していくという努力は私たちの現場でも必要だろうと思っています。

小学校高学年になって、ようやく基本的人権みたいなことが出てきますけれども、いわゆる子どもの権利が言葉として伝わらなくても、それぞれの年齢に応じた尊重されるものというのはどういうことなのかということが伝わるような努力をこれからもしていきたいと思います。

○加藤委員長 L委員、どうもありがとうございます。

恐縮ですが、G委員、18歳未満の委員として、今の点、あるいは、それ以外の点でもいいので、もしご意見があれば、いかがでしょうか。

○G委員 私も、K委員の意見にはそうだなとすごく感じました。

やはり、小さいときだと理解できないこともあるので、年齢に合わせて伝えていくということとはとてもいいのではないかと思います。

○加藤委員長 それでは、まだお時間がありますので、今回の報告書に関して、ご意見あるいはご質問でも結構ですからお出しただければと思います。

いかがでしょうか。

I委員、よろしくお願いいたします。

○I委員 もう一点だけお聞きしたいと思います。

今日は、児童相談所の方がオンライン参加されていますのでお聞きしたいのですが、オレンジリボンの協力員の事業に関して、私たち民生委員・児童委員は、新任になった人も含めまして、全員、オレンジリボン協力員の養成講座を受講し、そして、登録をして、日々の見守り活動や様々な地域活動の中で生かしていくということに取り組んでいるわけです。年々、オレンジリボンの協力員も増えているという状況ではあると思いますが、実際、協力員の役割について、児童相談所から見て、どんなふうに感じておられるのか、私も民生委員児童委員協議会に持ち帰る関係もあるので、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 児童相談所からいかがでしょうか。

○事務局（藤崎家庭支援課長） 札幌市児童相談所家庭支援課長の藤崎と申します。

ご質問ありがとうございました。

今のお話にございましたオレンジリボンの協力員について、民生委員・児童委員の方々、それから、青少年育成委員の方々、その他地域の方々にご協力をいただきまして、本当に地域で広く見守りをさせていただいて、改めて感謝申し上げたいと思います。

児童相談所の現状を少しお話しさせていただきたいと思います。

資料1の19ページ目の児童虐待への対応の表にございます数値のうち、児童虐待取扱件数の児童相談所のところを見ますと、平成29年度の年間の件数1,913件から、令和に入りまして、令和元年度が2,400件、2年度は2,500件を超えています。3年度は若干減ってはいるのですけれども、ここ数年は、2,400件から2,500件ぐらいの児童虐待の対応をしております。

児童相談所への相談件数が年間で大体9,000件ぐらいあります。そうなりますと、約4分の1が児童相談所が虐待の対応として関わっている件数です。今お話をしましたとおり、児童の虐待件数が非常に増加しておりまして、このように数が多くなっていきますと、当然、児童相談所1か所ではなかなか対応し切れる問題ではなくなっております。

もう一つ、この表の下のところを見ていただきたいのですが、ここは児童虐待の通告受付件数となっています。これは、例えば、地域の方々が児童を虐待する現場を見た、それから、子どもの泣き声を聞いて、もしかしたら虐待かもしれない、そのようなことを感じて児童相談所に通告をさせていただいている件数となります。

これも若干の増減はありますけれども、2,500件から3,000件と非常に多い件数となっています。実際に、この件数を調査した結果、虐待ではなかったという件数もあるのですけれども、これだけ心配な状況にあるという現実があります。

繰り返しになりますけれども、このような多くの件数を児童相談所だけがフォローすることは到底難しいです。地域の連携が叫ばれておりまして、学校、保育園、幼稚園のようなお子さんが通う施設で心配なことがあれば、当然、連携を図って、連絡をいただくのですけれども、それでも、限られたお子さんの状況しか把握できません。そういう施設や公的機関で手の届かないところを地域の様々な人の目によって、お子さんの安全を見守っていただいて、心配なときにはすぐ児童相談所へ連絡をしていただく、このような地域のネットワークがなければ、児童虐待の問題というのを解決することは難しいと考えております。

そういった意味で、オレンジリボンの協力員の多くの目でお子さんたちを見守っていただいていることを考えますと、オレンジリボン協力員の方々には感謝を申し上げている次第ですし、また、このような協力員の方々をもっと増やしていかないと、札幌市の190万人の虐待の予防、防止にはつながらないと感じております。

○加藤委員長 そのほか、今の虐待の件でも構いませんし、ご自由にご発言いただければと思います。

F委員、よろしくお願いします。

○F委員 Fです。

ご報告をありがとうございました。

私は、この委員に応募して入ったのはまだ学生の頃だったのですが、この4月から保育士として働いております。子どもの権利というのは、もちろん、自分が未成年のときにも知っていましたし、相談できる窓口があるということも知っていたのですが、どこか人ごとというか、特別困っているわけでもなければ、確かに困ることはあるかもしれないけれども、相談するほどでもないかなというような、正直、それぐらいの感覚でいたので、こんなにいろいろな支援の窓口があったりというのを詳しく学んだのが高校と、その後、大学に入って、実際、保育士を目指して学校の座学でいろいろな教科書に出てきたり、詳しい先生方からお話を聞いてからだったのです。

ただ、私がこの委員に入ったタイミングで、私の周りにも、やはり、貧困でしたり、困難を抱える家庭の友人がいたので、実際、生活している中で子どもの権利というのを身近に感じることもあるかというのを聞いたことがあるのです。その際に、その友人は、あるよと、やはり、生活している中でも、勉強したりというのが自分の権利だと感じると答えていたので、私の周囲だけでも、私とその友人の権利への理解の差というのはすごく大きいなと感じました。

ですので、この子どもアシストセンターもLINEでの相談ができるようになって、どんどん広がっていているとは思いますが、もっとささいなことから、権利の侵害を受けた子がいなかったかということに対応できるように、どんどん身近なものになっていけばいいなと思っています。

○加藤委員長 貴重なご経験に基づくご意見を本当にありがとうございます。

今のご意見について、ほかの方あるいは事務局から何かございますか。

事務局、お願いします。

○事務局（原代表子どもの権利救済委員） 子どもアシストセンターでは、どんな小さなことでも、どんなことでもいいから、困ったことがあったら、お電話や相談してねという形でやってはいるのですが、先ほどのお話を聞いたときに、どんなことでもいいからお話ししてねという、そこさえも皆さんに伝わっていなかったのかなと感じました。

やはり、皆さんに、権利、相談についての広報をきちんと考えて進めさせていただこうと思いました。

よいご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

○加藤委員長 どうぞ、決してご遠慮をすることなく、ご意見をいただきたいと思います。

小澤副委員長、お願いします。

○小澤副委員長 皆様、いろいろありがとうございました。大変勉強になっているところでございます。

先ほども、子どもの権利の授業について、もう少し分かりやすくというお話がありまし

たけれども、実は、授業に活用できるようなワークシートも学校には届いておりまして、そんなものを使いながら授業もしていますが、現場としては、より分かりやすくやっていかなければならないなと思ったところです。

それから、加えて、今回の最初に出てきた自分のことが好きだとか子どもの権利の認知度、子どもの権利が大切にされていると思うという指標を上げていくという意味でも、学校として、さらにいろいろ考えていかなければならないなと思ったところです。

感想でした。ありがとうございました。

○加藤委員長 C委員、よろしくお願いします。

○C委員 コロナ禍の中でこのアンケートを取って、それを分析するのは、コロナ禍というのを含めて考えなければならないのですけれども、それにしても、この活動指標にはちょっと届かないものが多いなと思って、残念に思っています。

私は、教員の養成をしている立場から本当に反省しなければならないのは、先ほど現場でこういうふうな発達に応じてというお話がありましたが、養成のカリキュラムの中では、そういうのはあまり具体的になっていないなと思っています。

それは、やはり養成の中での課題でもあると思いますので、若い委員の方々が小、中、高でだんだん自分の中に落ちてくるものをもう一步ちゃんとそしゃくをして、今度は人に発言できるような養成の教育が必要だなと強く思いました。

目標値には到達できないなと思ったところです。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

H委員、よろしくお願いいたします。

○H委員 Hです。よろしくお願いします。

聞きたかったのですけれども、子どもアシストセンターはお電話や相談を受ける側だと思うのですが、子どもたちが気軽に相談をしながらも遊びに行けたり、子どもたちが自分たちの権利を勉強する場所ではないのですけれども、そういう交流を深められる場所というのは札幌市にあるのですか。

○加藤委員長 よろしくお願いたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 相談ではなくて、居場所みたいなもので、児童会館などの放課後を自由に過ごせるといった場所は一応あります。

○H委員 児童会館では学童保育をやっているのだから分かりますけれども、やはり、児童会館以外に、親子でとか子どもが気軽に行けるところはないのでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子ども食堂など、ぱっと浮かぶところがなかなかないのです。

○H委員 私は、川崎市に国内研修に行かせていただいたのですが、川崎市では、子どもの権利をすごく大事にしていまして、子どもたちが自由に出入りできて、自分たちでルールを考えて、自分たちで生活する場所があるのです。もし札幌市にもそういうところがあったら、子どもアシストセンターのことを啓発やアピールできる場所にもなるのかなと思

っていたのです。

そこを見学させてもらったときも、すごく自由で、先生方はただ見守るだけ、例えば、緊急の場合は別ですけれども、けがをしても、火をいじるのも子どもたちが中心でやるという本当に子どもの権利を主張しているところだったのです。だから、札幌市もそういうのができたらいいねというのはPTAのお母さん方たちと話していたのですけれども、今、札幌市もこうやって子どものことに関して、すごくいろいろなことを考えているので、これからそういうのもつくっていくのも、皆さんに啓発や知ってもらうための方法としてあるのかなと思いました。

○加藤委員長 事務局からどうぞ。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 川崎市の例ですが、実は、私も行ったことがあるので、存じております。本当に子どもが自由に活動できて、子どもの権利を体現している施設だと認識しております。

札幌市で同じものができるかどうか分からないのですけれども、お子さんであっても、学校や家庭以外の居場所は非常に大事なものと認識しておりますので、今後、参考にさせていただいて、いろいろ検討を進めてまいりたいと思います。

○加藤委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

I 委員、どうぞ。

○I 委員 札幌市のいいところを挙げるとするならば、札幌市は民間のフリースクールの数が非常に多いのです。いわゆる不登校だとか、いろいろな事情で学校に行けない子どもたちを受け入れているフリースクールというのがありまして、そこに補助金という形の助成金で札幌市が補助して運営に協力しているというところでありまして、それをやっているのは北海道内では札幌だけなのです。そういった意味で、私は、札幌市に対する評価というのは、非常にありがたいものがあるのではないかなと思っています。

川崎の西野さんたちがやっている取組というのは、これは、フレンドリーパークや遊び村みたいな感じで、非常に子どもたちが伸び伸びとやるすごい施設ですけれども、それを札幌でやるというのはなかなか大変だろうと思うので、既存のある施設の中でできることをどう工夫していくかということを検討していくということも大事なのかなと思います。新たなものをつくるのももちろん大事だと思いますけれども、既存のものをどういうふうにして工夫して、それを発展させていくかという視点というのもやはり大事ではないかなというところで見ていくことが大事ではないかなと思います。

それから、もう時間がないので、最後に一つだけ言いたいのですけれども、今日の資料は昨日届いたのです。PDFではその前日にいただくことができたのですが、前日というのはかなり厳しいものがありまして、やはり、全部の資料に目を通して見るということになると、ある程度の時間の余裕がないと見られませんので、ぜひとも、今後、委員会を開催する上での資料送付については検討していただきたいということをお伝えしておきたい

と思います。

○加藤委員長 事務局からどうぞ。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、フリースクールについてのお話をありがとうございました。民間でも本当に素晴らしい活動をされているところはいっぱいあると認識していますので、既存のものも生かしてという、まさにおっしゃるとおりですので、そういったところと連携を取って進めてまいりたいと思っております。

それから、資料の件につきましては、昨日届いたということで、遅くなって誠に申し訳ございませんでした。これからは、少しでも早くできるようにスケジュールを立てながら進めていけるように改善してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 資料について、てにをはが抜けている程度ですけれども、誤字脱字が散見されますので、それも見直していただければと思います。よろしくをお願いします。

全体を通していかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、本日の議題、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和3年度取組状況報告書に関する審議をこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、活発なご議論、ご意見をどうもありがとうございました。

本日の議事はこれで終了とさせていただいて、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 加藤委員長、ありがとうございました。

それでは、本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

次回の委員会開催については、未定となっておりますが、開催に当たっては、また、ご都合などを確認の上、ご案内いたしますので、その際にはご協力をお願いいたします。

本日は、お忙しいところをありがとうございました。

以 上